

## 雇用関係助成金の不正受給対策の強化について

平成29年8月に雇用保険二事業に係る各種助成金の不正受給（ ）対策強化を行ったところであるが、不正受給対策の更なる強化策として、平成31年度より以下の対応を行う。

「不正受給」とは、偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとする~~こと~~。したがって、故意性があることを要件としており、過失や重過失は該当しない。

### 違約金相当の新設

不正受給の返還に際し、現状では、元本と延滞金を請求しているところ、新たに違約金に相当するものを課すこととする。  
額は不正受給額の20%とする。

### 不支給期間の延長・対象の拡大

現状では、3年間、事業主に対して不支給としているところ、5年間に期間を延長する。  
（なお、5年を経過しても、不正受給に係る返還金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、返還日まで不支給期間を延長する。）  
不正受給を行った事業主の役員等（不正に関与した役員等に限る）が他の事業主の役員等となっている場合は、役員等となっている他の事業主に対しても、同期間（5年間）助成金を支給しない。

### 不正を行った社会保険労務士、代理人及び訓練実施者への対応

現状では、不正受給を行った事業主に対してのみ返還請求できるところ、不正に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者を連帯債務者として設定し、返還請求を行う。  
不正に関与した社会保険労務士、代理人又は訓練実施者については公表を行う。  
不正に関与した社会保険労務士又は代理人が行う雇用関係助成金の申請について、事業主の不支給期間と同期間（5年間）、受理しない。  
不正に関与した訓練実施者が行った訓練については、事業主の不支給期間と同期間（5年間）、助成金の支給対象としない。